

野洲川地域安全協議会 規約

(設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会、及び同法第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として「野洲川地域安全協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市を対象として、平成27年9月関東・東北豪雨などを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、水災害を想定した安全なまちづくりについて意見交換等を行い、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、野洲川および甲賀・湖南圏域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

(対象河川)

第3条 協議会は、野洲川、杣川、草津川、その他甲賀・湖南圏域における一級河川を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会には会長を置き、琵琶湖河川事務所長が務めるものとし、協議会の委員構成は別紙のとおりとする。

- 2 会長は、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の目的を達成するために必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 会長は、協議会の下部組織として、担当者会議等を設けることができる。
- 5 委員は、出席できない場合は、代理を立てることとする。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、国土交通省琵琶湖河川事務所調査課に置く。

- 2 事務局は、協議会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成30年5月10日から施行する。

野洲川地域安全協議会 委員名簿

別紙

(市：市町コード順、平成 30 年 5 月 10 日現在)

所 属	官 職	備 考
近江八幡市	市長	
草津市	市長	
守山市	市長	
栗東市	市長	
甲賀市	市長	
野洲市	市長	
湖南市	市長	
滋賀県	知事	
滋賀県南部土木事務所	所長	
滋賀県甲賀土木事務所	所長	
気象庁 彦根地方气象台	台長	
琵琶湖河川事務所	事務所長	会長